

農産物検査法に基づく登録検査機関の登録に係る標準処理期間

埼玉県農林部生産振興課

事務の名称	根拠法令	標準処理期間
登録検査機関の登録	農産物検査法第17条第2項	20日
登録検査機関の登録の更新	農産物検査法第18条第3項	15日
登録検査機関の農産物の種類 の増加に係る変更登録	農産物検査法第19条第1項	11日
登録検査機関の登録区分の 増加に係る変更登録	農産物検査法第19条第1項	20日

注) 土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日までは標準処理期間に算入されませんので、御留意ください。